

報告事項 1

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の基準となる

所得（軽減判定基準所得）の計算方法を下表のように改めました。

	平成 30 年度	平成 29 年度
7 割軽減	330,000 円	330,000 円
5 割軽減	330,000 円+ <u>275,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>270,000 円</u> ×被保険者数
2 割軽減	330,000 円+ <u>500,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>490,000 円</u> ×被保険者数

(参考・これまでの改正)

	5 割軽減	2 割軽減
平成 25 年度	24.5 万円×(被保険者数-1)	35.0 万円×(被保険者数)
平成 26 年度	24.5 万円×(被保険者数)	45.0 万円×(被保険者数)
平成 27 年度	26.0 万円×(被保険者数)	47.0 万円×(被保険者数)
平成 28 年度	26.5 万円×(被保険者数)	48.0 万円×(被保険者数)
平成 29 年度	27.0 万円×(被保険者数)	49.0 万円×(被保険者数)

経過と今後の予定

平成30年 3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令公布

同日、専決処分

平成30年 4月 1日 改正条例施行

平成30年6月議会 承認を求める議案提出